



9月は動物愛護月間です

ペットとの付き合い方を 考えてみませんか？

■問い合わせ：環境対策課環境保全グループ ☎内線 423

市公式ホームページでは、「迷い犬・猫の情報」を発信しています！

市公式ホームページでは、「いなくなったペットを探しています」「ペットを保護しています」という情報を掲載しています。今年1月からでも、すでに48件の届け出があり、そのうち無事に飼い主の元へ戻れたのは26件（8月1日現在）です。一度迷子になると、約半数のペットが飼い主の元に戻れません。

「完全室内飼いだから大丈夫」「いつも帰ってくるから大丈夫」。ペットがいなくなったと市へ連絡をしてくるのは、そう思っている飼い主が少なくありません。不幸なペットと不幸な飼い主をつくらないために、**必ず首輪に迷子札や犬鑑札・注射済票を着けてください。**

迷い犬や猫についての情報は、電話・Eメール・窓口で受け付けています。ペットが無事に家に帰れるよう、皆さんのご協力をお願いします。

迷い犬・猫の情報は、市公式ホームページ＞環境・衛生＞ペット・動物の「ペットの逸走情報」「ペットの保護情報」に掲載しています



中央図書館で期間限定動物関連コーナー実施中！

絵本や児童書から大人向けの本まで、図書館にあるさまざまなジャンルから本を集め、動物関連のコーナーを作りました。9月だけの限定コーナーとなっていますので、ぜひお立ち寄りください！



「農業、林業または漁業を営む上でやむを得ないものとして行われる焼却」などは法律上例外とされていますが、悪質な場合には取り締まりの対象となった事案もあります。例外として認められる場合であっても、煙や臭いは風に乗って広範囲に拡散するので、できる限り行わないようにしましょう。

違反した場合、
5年以下の懲役または
1000万円以下の罰金、
またはその併科が
課せられます！

基準を満たさない焼却炉（助燃装置がないなど）を使用してのごみの焼却や野焼きは、例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や県条例で禁止されています。

野焼きは止めましょう！！

■問い合わせ：環境対策課環境保全グループ ☎内線 424

禁止ではない例外とは？

- たき火その他日常生活を営む上で通常行われるもので軽微な場合
- 国または地方公共団体が施設の管理を行う場合
- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない場合
⇐ この場合の農業などは、業として行っている場合であり、規模にかかわらず家庭菜園は当てはまりません
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な場合
- 震災・風水害・その他の災害の予防、応急対策や復旧のために必要な場合